

令和元年度 京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会 開催概要

- 1 開催日時 令和2年2月5日（水） 10:00～11:40
- 2 場 所 京都府庁職員福利厚生センター
- 3 出席者 別途記載のとおり
- 4 内 容

■出席者自己紹介

■議題（1）平成30年度の取り組み状況について

府障害者支援課から説明（資料1・2）

<本協議会の概要>

- ・共生社会推進のための事例共有や協議の場として、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第25条に基づいて設置する協議会
- ・障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけも兼ねる。

<平成30年度を取組概要について>

- ・平成30年度は前年度からの継続を含めて114件の相談があり、年度中の終結は110件。例年、商品販売・サービス提供分野、建物・公共交通分野の相談が多いが、特に「労働・雇用分野」の相談が増加した。
- ・114件のうち特定相談に該当する相談として最も多かったものは、合理的配慮の提供に関するもの。特定相談に該当しないものとしては、制度に関する要望や苦情、問い合わせ、生活支援に関する相談など。

主な質疑・意見交換等

- ・精神障害のある方からの相談件数が多いが、条例に基づく地域相談員の内訳は知的・身体の法定相談員がほとんどで、その他の障害に対応する第3号相談員の数が非常に少ない。精神障害に関する相談は誰が受けているのか。

→（府障害者支援課）

現状では、府庁に設置している広域専門相談員がほとんどの相談を受けている。

- ・不利益取扱いや合理的配慮の提供に関することが条例の相談対象になると説明があったが、その主体については、事業所だけではなく一般府民や府民によるグループなども条例の対象になるのか。特に不利益取扱い、合理的配慮の不提供、不快の念の主体をどう考えるのか、確認したい。

→（府障害者支援課）

条例は主に事業者を対象にしており、一般府民の行動については調整や勧告などの対象にはならない。事業所の定義としては、必ずしも法人ということではなく、継続的な活動をしているような任意団体についても事業者と位置づけ、調整活動の対象となっている。なお、条例の啓発については事業者と一般府民の分け隔てなく行っていくべきと考えている。

- ・第3号の地域相談員の数が少ない状況にあり、以前から団体が独自に設置する相談員にも地域相談

員を委嘱できるようにしてほしいと要望している。ぜひ検討いただきたい。

→（府障害者支援課）

第3号相談員が一人もおられない地域もあり、市町村に対し、府からも委嘱に関するお願いをしているところ。御提案いただいたことについては、各市町村の意向等も確認しながら、引き続き検討して参りたい。

○資料2 地域相談員の地域別人数の表に「GM10人」という記載がある。GM（ゼネラルケアマネージャー）とは、圏域ごとに配置された専門性の高い相談員のこと。すべての地域に地域相談員がいることが望ましいが、現状いない地域では、GMの役割を活用できるのではないかな。

■議題（2）京都府への相談事例等について

府障害者支援課から説明（資料2・3）

・平成30年度中の具体的な相談事例と対応方法、地域相談員と府広域専門相談員の連携事例を紹介

京都市障害保健福祉推進室から説明（資料4）

- ・昨年度実施した「人権に関する市民意識調査」における、障害者差別解消法の認知等に関する回答結果を共有したい。障害者差別解消法を知っている人は6割、内容まで知っている人は2割。障害を理由に条件をつけることを差別と考える人は3割、障害のある人の個別の配慮の申し出に応じることはやりすぎではないと考える人は5割を超える結果になった。
- ・今年度から「ヘルプカード」を新たに作り、地域の民生・児童委員の方一人一人に説明し、周知をお願いしたところ、市民からかなりの問い合わせがあった。市人権文化推進計画のパブリックコメントでは「障害者差別とは具体的にどのようなことを指すのかわかりにくい」との意見があり、府・市で蓄積された相談事例をまとめるなど、わかりやすく啓発する必要があると考えている。

主な質疑・意見交換等

- ・相談事例をいかに共有して、市民啓発につなげていくかが大切。民生・児童委員など地域の活動の核になるような方に知ってもらい、イラストを入れるなどわかりやすくして学校教育現場で使うなどの工夫をしてはどうか。具体的な事例を挙げれば、中学生でも十分理解できるものだと思うので、授業を通して理解を深めてはどうか。
- ・障害者差別を「してもよい」と言う人はいないと思うが、自宅の隣に障害者施設が建つという話になると、それは困るという反応が出てくることが多い。建前ではなく本当の理解につなげていくためには、一歩踏み込んだ啓発をしていく必要があるのではないかな。条例パンフレットを配布したり、ホームページに事例を掲載したりしているが、障害当事者や支援者は条例のことをよく知っていても、その他の人の認知度はどの程度あるのか。施行後5年経過したということで、条例をもっと浸透させるために、今までとは違う方法も考えていかなければいけないのではないかな。
- ・タクシーで障害者手帳の情報をひかえられた事例やマンションの入居拒否の事例などは、特定の事業者への周知等にとどまらず、関係団体や協会などに対して、広く継続的に周知することが重要。
→ 府身体障害者団体連合会では、タクシー業界との意見交換会を実施
- ・相談者の障害種別を見ると、知的障害は111件中8件と非常に少なく、相談すること自体を諦めて

いるような状況もあるのではないか。発達障害は7件ということだが、幅が広く難しい分野であり、相談員の専門性も必要。ニーズは高まってくると思われるが、どのように考えているか。

→（府障害者支援課）

最近の傾向として精神障害・発達障害の方からの相談が増えているが、丁寧に聴取りをしていかなければ解決に向かわないケースも多い。

府県をまたぐ事例も増えており、障害者差別解消法に関する条例を持つ近畿府県で研修を実施し、困難事例の共有や検討等を行っている。その場でも、精神障害のある方からの相談対応の難しさについて取り上げられることがあり、今後も相談事例の蓄積により、相談員の専門性向上に努めていきたい。

- ・広域専門相談員のほか、各市町村の障害者相談員から地域相談員が委嘱されているが、現在地域相談員には定期的な府への報告義務がなく、地域で受けた相談が件数として反映されていないのではないか。

→（府障害者支援課）

相談事例の中には、地域相談員の方から情報提供いただき、広域専門相談員が対応にあたったものも含まれている。市町村相談員には報告制度があることは承知しているが、本条例の地域相談員に関しては、市町村相談員の方の同意を得て協力をお願いしているところであり、広域専門相談員につなぐべき案件が発生した時点で随時情報共有をいただいているところ。

●議題3 その他

- ・令和2年度予算案概要について説明

以 上